ロ）技術士【総合技術監理部門［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］】の資格保有者。
ハ）ＲＣＣＭ【鋼構造及びコンクリート部門】の資格保有者。
ニ）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級技術者又は１級土木技術者）【鋼・コンクリート分野】のいずれかの資格を有している者。

２）平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること。ただし、工事経験に係る実績が特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事経験の実績として認める。この場合、協定書の写しを申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。また、同一工事で各々の業務実績を有する必要は無く、すべての設計の経験を同一の者が有している必要はない。

イ）コンクリート橋の主桁補修を実施した工事の詳細設計
ロ）片持架設工法により施工したＰＣ上部工を実施した工事の詳細設計

②　照査技術者

照査技術者は、下記のア．及びイ．に示す要件を満たす者で、かつ日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ア．下記のいずれかの資格を有する者
イ）技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
ロ）技術士【総合技術監理部門［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］】の資格保有者。
ハ）ＲＣＣＭ【鋼構造及びコンクリート部門】の資格保有者。
ニ）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級技術者又は１級土木技術者）【鋼・コンクリート分野】のいずれかの資格を有している者。

イ．平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること。ただし、工事経験に係る実績が特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事経験の実績として認める。この場合、協定書の写しを申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。また、同一工事で各々の業務実績を有する必要は無く、すべての設計の経験を同一の者が有している必要はない。

イ）コンクリート橋の主桁補修を実施した工事の詳細設計
ロ）片持架設工法により施工したPC上部工を実施した工事の詳細設計

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　特定建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員の出資比率が２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から調査・設計業務の見積合せの日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

ただし、技術提案書提出期限の翌日から、工事の契約相手方決定の日までの期間について、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑽　本工事に、経常建設共同企業体として申請書及び確認資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び確認資料を提出することはできない。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の仕組み　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と調査・設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき工事見積条件の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する方式である。

技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）では、契約の内容が設計段階、工事見積条件の交渉段階及び施工段階において異なり、設計段階では優先交渉権者と調査・設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは調査・設計業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続きに関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に工事見積条件の交渉を行うものとする。

工事見積条件の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結する。また、工事見積条件の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

契約・協定の種類及び概要は以下のとおりとする。

①　調査・設計業務契約　調査・設計業務に関する優先交渉権者との契約
②　基本協定　工事の契約に至るまでの工事見積条件の交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
③　工事請負契約　交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

⑵　技術提案書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した確認資料を添付した申請書（以下「申請書」という。）の提出により、予め競争参加資格の確認を受け、技術提案書の提出要請がある場合のみ技術提案書を作成・提出し、プレゼンテーション、技術対話の実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書（内容の変更を希望しない場合など、当初提出の技術提案書を変更しない場合であっても、最終技術提案書として再度提出する。）および調査・設計業務の参考見積書を提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目及び内容について提出するものとし、資料は説明書に基づき作成するものとする。

技術提案の評価項目は次のとおりである。

①　調査・設計業務および工事の実施方針・実施体制
②　橋梁改良及び耐震補強設計を考慮した既設ＰＣ箱桁橋の総合的な詳細調査及び健全度評価方法
③　維持管理におけるリスクやライフサイクルコスト低減を考慮したＰＣ箱桁の改良工事
④　工事に伴う交通規制や近接施工等の供用中の高速道路への影響を最小化する工事方法

技術提案書（最終技術提案書を含む。）の提出が無かった場合、プレゼンテーション及び技術対話に参加しなかった場合、提出された技術提案書（最終技術提案書を含む）に１項目でも提案が無かった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可があった場合は、不適格とし、交渉権者として選定しない。なお、技術提案の各項目の評価基準は、説明書による。

⑷　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案の内容に係るプレゼンテーションを実施する。